

海老名市教育委員会

(平成27年 5月 定例会議事日程)

日時 平成27年 5月27日 (水)
午後 2時00分

場所 海老名市役所第2委員会室

教育長報告

日程第 1 報告第 8号 平成27年度第1回いじめ問題対策連絡協議会について

日程第 2 報告第 9号 海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について

日程第 3 議案第 13号 平成27年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について

日程第 4 議案第 14号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

日程第 5 議案第 15号 平成27年度(平成26年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針の決定について

海老名市教育委員会

平成27年 5月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|----------|--|
| 4月24日(金) | 県央特別支援教育研究会総会
学校安全担当者会 |
| 25日(土) | 少年消防クラブ入会式 |
| 26日(日) | 手をつなぐ育成会総会
海老名市ジュニアリーダーズクラブ総会 |
| 27日(月) | いじめ問題対策連絡協議会
市中研総会 |
| 28日(火) | 初任者研修会
人権擁護委員面談 |
| 29日(水) | 肢体不自由児・者父母の会総会 |
| 30日(木) | 県央教育事務所管内教育長会議 |
| 5月 1日(金) | 5月校長会議
校内研究担当者会 |
| 8日(金) | 海小研総会
海老名ガイド協会総会 |
| 9日(土) | P T A定期総会 |
| 10日(日) | 学童保育クラブ市連協総会 |
| 11日(月) | 杉久保小学校朝会 |
| 12日(火) | 和座海綾租税教育推進協議会 |
| 13日(水) | 国際ソロプチミスト市長懇談会
人間関係づくり学習計画作成委員会
春の交通安全運動キャンペーン |
| 14日(木) | 関東地区都市教育長協議会(千葉) |
| 15日(金) | 関東地区都市教育長協議会 |
| 16日(土) | 海老名市退職管理職の集い |
| 18日(月) | 登別市姉妹都市提携調印式(登別) |
| 19日(火) | 登別市姉妹都市交流 |

- 20日(水) 門沢橋小学校朝会
最高経営会議
- 21日(木) 全国都市教育長会議(厚木)
姉妹都市3市教育長懇談会
- 22日(金) 全国都市教育長会議
- 23日(土) ひびきあい塾開講式
- 25日(月) 教育指導法改善研修Ⅰ
- 26日(火) 市教委・校長連絡会
- 27日(水) 教育支援センター運営会議
5月定例教育委員会

2 「よりよい授業づくりのための訪問指導」について

※別添資料

今年度から2年間で「よりよい授業づくりのための66のポイント」の活用を含めて、市内小中学校の全教職員(臨任、非常勤を含む)への訪問指導を実施します。

「授業を語ろう」というテーマで、ひとりひとりの教職員の授業を参観し、話し合いの場を持ち、教職員の指導力の向上、授業の改善をめざすものです。

指導だけでなく、相談・支援というスタンスで全教職員をサポートしたいと考えています。

3 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

昨日の市教委・校長連絡会での協議の結果、今年度も昨年度同様に全国学力学習状況調査の結果を公表することとしました。

基本的には同様の様式で、市の結果は平均正答率を数値で示して、各学校の結果は文章表現で公表します。

7月の市教委・校長連絡会で、公表様式や公表までの日程を協議し、取り組んでいきます。

それを受けて、みなさんに審議していただくこととなります。

4 「えびなっ子しあわせプラン」について

※別添資料

今年度が2年目の取組となります。

教職員が委員として、市教委の指導主事とともに各委員会・研究会を構成し、話し合いを重ねて「えびなっ子しあわせプラン」を推進していきます。

保護者、地域の方々にも積極的に情報提供し、意見を伺って進めていきたいと考えています。

今年度は、有馬中学校区での小中一貫教育の研究をスタートします。その成果をもとに、全中学校区での小中一貫教育の実施、併せて、海老名型のコミュニティスクールの導入について、委員会・研究会で議論を深めていきたいと考えています。

また、教育課程についても検討を進めていきたいと考えています。

5 平成27年度有馬中学校区「小中一貫教育 家庭・地域講演会」

※別添資料

このことについて、別添資料のとおり保護者、地域の方々にチラシを配布して実施します。

教育委員のみなさんにも、ぜひ、参加していただきたく、ご案内します。

教職員対象には、6月2日（火）に4校合同でのスタートアップ研修を実施します。

有馬中学校区の地域性から保護者、地域の方々を巻き込んだ取組が効果的であり、「家庭・地域講演会」を実施するものです。

以上でございます。

報告第8号

平成27年度第1回いじめ問題対策連絡協議会について

別紙のとおり、平成27年度第1回いじめ問題対策連絡協議会について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成27年5月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成27年度第1回いじめ問題対策連絡協議会について報告したため

平成27年度

第1回いじめ問題対策連絡協議会

平成27年 4月27日(月)
海老名市教育支援センター 学習室



海老名市教育委員会

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

委嘱期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日まで

(敬称略)

連絡協議会委員

NO	氏名	ふりがな	所属等
1	樋田 信幸	ひだ のぶゆき	海老名警察署生活安全課長
2	漆原 肇	うるしはら はじめ	中学校長代表
3	三保 昭寛	みほ あきひろ	小学校長代表
4	荒井 伸成	あらい のぶしげ	厚木児童相談所養護課長
5	伊藤 清子	いとう きよこ	海老名市人権擁護委員
6	小林 正稔	こばやし まさとし	神奈川県立保健福祉大学教授
7	伊藤 文康	いとう ふみやす	教育長
8	岡田 尚子	おかだ なおこ	教育部部長
9	金指 太一郎	かなさし たいいちろう	教育部参事
10	高間 佳奈枝	たかま かなえ	教育支援センター主任相談員

事務局

NO	氏名	ふりがな	所属
1	山川 勇	やまかわ いさむ	教育支援センター所長
2	麻生 仁	あそう ひとし	主幹兼指導主事

平成 27 年度 第 1 回海老名市いじめ問題対策連絡協議会開催要項

- 1 趣 旨 海老名市いじめ防止条例第 9 条の規定により、連絡協議会を設置し、いじめ防止等に関係する組織及び団体の連携を図る。
- 2 日 時 平成 27 年 4 月 27 日（月） 14 時 30 分～16 時 30 分
- 3 会 場 海老名市教育支援センター 学習室
- 4 内 容
 - (1) 開会のことば
 - (2) 委員委嘱
 - (3) 教育長挨拶
 - (4) 出席者自己紹介
 - (5) 会長、副会長選出

【議 事】

- (1) 本市のいじめの状況について
- (2) 本市のいじめの取組みについて
- (3) いじめ防止標語および子ども宣言について

【その他】

- (1) 情報交換
- (2) 閉会のことば

※次回予定

平成 28 年 1 月 25 日（月） 14 時 30 分～16 時 30 分
どうぞよろしく願いいたします。

海老名市のいじめへの対応について

本市では、平成 19 年度にいじめ問題に対する基本方針を策定し、平成 24 年度に改定するなどいじめ問題に取り組んできました。

平成 25 年、国の「いじめ防止対策推進法」の策定を踏まえ、本市では平成 27 年 4 月に「いじめ防止条例」を制定しました。

具体的な取組み

教育委員会

いじめ防止条例策定

- 基本理念、基本方針、子ども宣言、市の責務、学校の責務
- いじめ問題対策連絡協議会の発足
- いじめ対策調査会の設置

いじめ防止基本方針

- いじめの 4 層構造 【いじめ防止条例第 4 条】
- インターネット上のいじめへの対応
- いじめ問題対策連絡協議会設置について 【いじめ防止条例第 9 条】
- いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第 2 条】
- 海老名市教育委員会の具体的施策について

教職員向け研修の実施

- 7 月の現職教育・課題講座にて、小中学校教員を対象に、外部講師を招きいじめに係る研修を実施した。
- 小学校 3 校、中学校 1 校及び海老名市小学校教育研究会児童指導部会にて、担当指導主事がいじめ問題に係る研修を実施した。

教育委員会だより「えびなの教育」による情報発信・啓発

海老名市内学校関係者、全小中学校保護者に配布。「いじめに係る相談窓口」「いじめに対する保護者の役割」「インターネット上のいじめへの対応」「いじめ防止条例」などについて掲載した。

市立小中学校

学校いじめ防止基本方針策定

【全小中学校に共通する内容】

1. いじめ未然防止のための取組み
2. いじめの早期発見、早期解決のための取組み
3. インターネット上のいじめへの対応
4. いじめ防止対策に係る組織の設置
5. 重大事態への対応について

※H27 年度は見直し→ HP 等で公開へ。

全教職員による、海老名市いじめ条例及び基本方針の確認

全教職員によるいじめに係る研修実施

学期に 1 回以上のアンケートや個人面談等によるいじめの認知

職員間の情報共有・早期にチームで対応



子どもたちの健全育成のために 学校と警察の連携をすすめます

海老名市教育委員会では、子どもたちの健全育成を目指し、犯罪の被害や非行防止にすばやく対応することを目的として、県警本部と「学校と警察との情報連携に係る協定」を結び、平成23年4月1日から運用を始めました。

学校と警察が情報を共有することで、児童・生徒や学校、そして保護者が悩んでいる事例が解決につながるような場合が対象になります。

学校警察連携制度の目的

市内の小中学校に在籍する児童生徒の「安心して安全な生活を送る権利」を保障するため

【健全育成】

市内の小中学校に在籍する児童生徒が犯罪の被害に遭わないことを目指すため

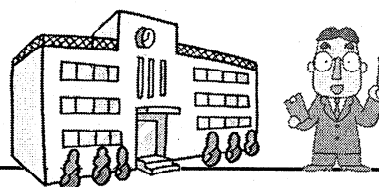
【犯罪被害防止】

市内の小中学校に在籍する児童生徒が重篤な非行に走らぬように支援を図るため

【非行防止】

- ・子どもの保護や安全確保が必要
- ・子どもの心身に重大な影響を及ぼす
- ・警察の専門的知識が支援・指導に必要

学校だけの支援・指導では解決が困難で、情報連携が有効であると判断される時のみに、教育委員会と協議し、「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」を作成し、学校警察連携制度を適用します。



海老名市内小中学校
校長・教頭・児童生徒指導担当

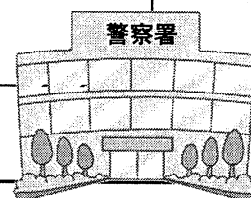
情報連携

助言

海老名市教育委員会
教育指導課

海老名警察署
署長・生活安全課長

警察署



海老名市いじめ防止条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止に係る基本理念、基本方針等を定めることにより、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、学校、保護者及び地域は、いじめが全ての児童等に関する問題であるとの認識に立ち、全ての児童等がお互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、学び合うことができる環境を整えるとともに、それぞれがその責務及び役割を自覚し、迅速かつ組織的にいじめ防止等に取り組まなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等電子媒体を通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本方針)

第4条 市は、いじめ問題の重要性を認識し、学校が解決に向けて取り組むべき事項について、次のとおり基本方針を定める。

- (1) 児童等一人ひとりを大切にすると人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に、いじめを許さない指導等の充実に努めること。
- (2) いじめの防止等においては、「被害者」又は「加害者」だけでなく、「観衆」又は「傍観者」など周囲の児童等にも注意を払う必要があることを認識して、絶えず実態把握に努めること。
- (3) いじめの防止等のために、保護者、教育委員会、関係諸機関及び地域と連携すること。

(子ども宣言)

第5条 教育委員会は、児童等一人ひとりがお互いを思いやり、尊重し、安心して生活するために、児童等がいじめ防止等に対して取り組むべき事項について宣言を行い、定めることができる。

(市の責務)

第6条 市は、第2条に規定する基本理念に基づき、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(学校の責務)

第7条 学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針を定め、基本理念等に基づき、いじめが行われず、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると料するときは、適切かつ迅速にこれに対処し、再発の防止に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第9条 教育委員会は、法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関する組織及び団体の連携を図るため、海老名市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる組織に所属する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校
- (2) 児童相談所
- (3) 法務省の人権擁護機関
- (4) 海老名警察署
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策調査会の設置)

第10条 教育委員会は、法第28条第1項に規定する調査を実施するため、いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）を置くことができる。

- 2 調査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 前2項に定めるもののほか、調査会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策再調査会の設置)

第11条 市長は、法第30条第2項に規定する調査を実施するため、いじめ対策再調査会（以下「再調査会」という。）を置くことができる。

- 2 再調査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 再調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。ただし、前条第3項の規定により調査会の委員として委嘱された者を除く。
- 4 前2項に定めるもののほか、再調査会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育専門指導員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会委員	日 額	8,700
いじめ対策調査会委員	日 額	8,700
いじめ対策再調査会委員	日 額	8,700

海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市いじめ防止条例第9条の規定に基づき海老名市が設置する海老名市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

平成 27 年度海老名市いじめ防止標語・スローガン募集要項（案）

1 趣 旨

児童・生徒自らが、いじめについて考える機会を創出し、いじめの防止等を図ることにより、お互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、学び合うことができる環境が整うことを願って、いじめ防止標語・スローガンを募集します。

2 主 催

海老名市・海老名市教育委員会

3 主 幹

海老名市教育委員会教育指導課

4 応募規定

(1) 応募資格

小学生の部・・・市内在住の小学校5年生及び6年生

中学生の部・・・市内在住の中学生

(2) 内 容

(ア) 一人一作品、文字数の制限はありません。

(イ) 応募作品は、未発表の日本語原稿に限ります。

(ウ) 応募作品の著作権は、海老名市に帰属するものとし、返却いたしません。

(エ) 最優秀作品（2点）は、市の教育行政における取組みにおいて、今後参考として使用させていただくことがあります。

5 応募方法

応募用紙に作品、必要事項を記入の上、

(1) 〒243-0422 海老名市中新田392-1 [FAX] 234-8763
海老名市教育支援センター 宛 郵送または FAX で送付。

(2) 海老名市内各小中学校の担当の先生に提出。

以上いずれかの方法で応募してください。

6 募集期間

平成 27 年 7 月 21 日（火）から平成 27 年 9 月 4 日（金）まで

市内の小中学校におかれましては、応募作品を学校で取りまとめの上、送付便等で教育支援センター：麻生宛送付願います。9月10日（木）必着でお願いします。

7 作品の審査日

平成 27 年 9 月 日 () : ~ : 会場：教育支援センター学習室

審査員（予定）

伊藤教育長、小学校長代表、中学校長代表、岡田部長、金指参事、鷺野教育指導課長、山川支援センター所長、

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員 計： 名

8 入賞作品の審査・発表等

(1) 審査・選考基準

- 「いじめ防止」を目的に書かれた作品であること。
- 「いじめ」を自分たちの問題として捉えた作品であること。
- 他の類似コンテスト等と同一作品でないこと、もしくは明らかな酷似が見受けられる作品でないこと。

(2) 各賞について

最優秀賞・・・小学生の部、中学生の部から各 1 点

(賞状、記念品)

優秀賞・・・小学生の部、中学生の部から各 5 点以内

(賞状、記念品)

参加賞・・・作品応募者全員

(記念品)

(3) 発表等

ア 「広報えびな」紙上で発表予定。

イ 教育委員会だより紙上で発表予定。

(4) 表 彰

入賞者は、「平成 27 年度県央地区かながわ子どもスマイルウェーブ 地域フォーラム in EBINA 【11 月 21 日 (土)】の場で表彰します。

平成27年度海老名市いじめ防止

「さつきとわかばアイデアトーク・コンクール」募集要項(案)

1 趣 旨

児童・生徒自らが、いじめについて考える機会を創出し、いじめの防止等を図ることにより、お互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、学び合うことができる環境が整うことを願って、「さつきとわかばアイデアトーク・コンクール」を実施します。

2 主 催

海老名市・海老名市教育委員会

3 主 幹

海老名市教育委員会教育指導課

4 応募規定

(1) 応募資格

小学生の部・・・市内在住の小学生

中学生の部・・・市内在住の中学生

(2) 内 容

(ア) 一人一作品、文字数の制限はありません。

(イ) 応募作品は、未発表の日本語原稿に限ります。

(ウ) 応募作品の著作権は、海老名市に帰属するものとし、返却いたしません。

(エ) 最優秀作品(2点)は、市の教育行政における取組みにおいて、今後参考として使用させていただくことがあります。

5 応募方法

応募用紙に作品、必要事項を記入の上、

(1) 〒243-0422 海老名市中新田392-1 [FAX] 234-8763

海老名市教育支援センター 宛 郵送またはFAXで送付。

(2) 海老名市内各小中学校の担当の先生に提出。

以上いずれかの方法で応募してください。

6 募集期間

平成27年7月21日(火)から平成27年9月4日(金)まで

市内の小中学校におかれましては、応募作品を学校で取りまとめの上、逡送便等で教育支援センター：麻生宛送付願います。9月10日(木)必着で願います。

7 作品の審査日

平成27年9月 日() : ~ :

会場：教育支援センター学習室

審査員(予定)

伊藤教育長、小学校長代表、中学校長代表、岡田部長、金指参事、鷺野教育指導課長、山川支援センター所長、

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員

計： 名

8 入賞作品の審査・発表等

(1) 審査・選考基準

- 「さつきとわかば」2人の会話を通じて、「いじめ防止」を伝えるメッセージが含まれる作品であること。
- 「いじめ」を自分たちの問題として捉えた作品であること。

(2) 各賞について

最優秀賞・・・小学生の部、中学生の部から各1点

(賞状、記念品)

優秀賞・・・小学生の部、中学生の部から各5点以内

(賞状、記念品)

参加賞・・・作品応募者全員

(記念品)

(3) 発表等

ア 「広報えびな」紙上で発表予定。

イ 教育委員会だより紙上で発表予定。

(4) 表彰

入賞者は、「平成 27 年度県央地区かながわ子どもスマイルウェーブ 地域フォーラム in EBINA 【11月21日(土)】」の場で表彰します。

【応募用紙案】



平成27年度第1回

いじめ問題対策連絡協議会

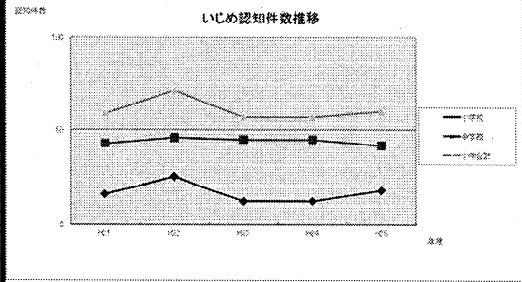
海老名市のいじめの状況と取組について

海老名市教育委員会
教育指導課教育支援係

1

本市のいじめ認知件数経年推移

平成21～25年度

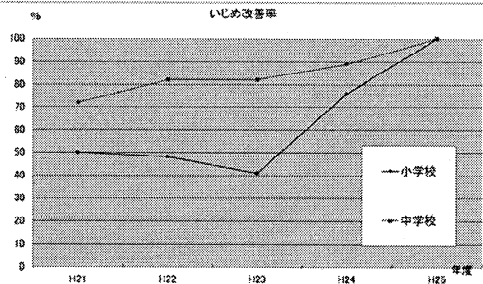


○本市のいじめの認知件数は、小中共に、ほぼ横ばい状態で推移していますが、神奈川県調査結果では、平成24年度間から、小学校における認知件数が中学校を大きく上まわっています。

2

本市のいじめ改善率経年推移

平成21～25年度




改善率＝年度内に解消しているもの及び一定の解消が図られたが継続支援中であるものを合わせた割合。


3


いじめ防止等に係る具体的な取組み ～教育委員会～


- いじめ問題に対する基本方針
(H19年策定→H24年改定)
- 「いじめへの対応」
教員向けマニュアル作成、配布
(H19年→H24年改訂版及びダイジェスト版作成)
- 重大事案の緊急対応について
～初期対応の流れ～ 作成

4

	<ul style="list-style-type: none"> • いじめ防止条例策定 (H27) <ul style="list-style-type: none"> 基本理念、基本方針、子ども宣言、市の責務、学校の責務 いじめ問題対策連絡協議会の設置 いじめ対策調査会の設置 • 教職員向け研修の実施 • 教育委員会だより「えびなの教育」による情報発信・啓発 • いじめ相談専用ダイヤルの新設
	5

	<p style="text-align: center;">いじめ防止等に係る具体的な取組み ～市立小中学校～</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校いじめ防止基本方針策定 (H26. 4月) <p>【全小中学校に共通する内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. いじめ未然防止のための取組み 2. いじめの早期発見、早期解決のための取組み 3. インターネット上のいじめへの対応 4. いじめ防止対策に係る組織の設置 5. 重大事態への対処について <p>※学期に1回以上のアンケートや個人面談等によるいじめの認知への取組み</p>
	6

	<p>全教職員によるいじめに係る研修実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 昨年度の市内各校研修内容 <ul style="list-style-type: none"> いじめへの対応 (7校) 児童生徒理解 (4校) いじめ未然防止関連 (4校) サイバー、ネットいじめ関連 (3校) その他、事例検討等 (2校) <p>※講師・・・大学教授、臨床心理士、社会福祉士、指導主事、県警職員、NPO職員など。 (学校間で情報を共有)</p>
	7

	<p>今後に向けて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) いじめ防止条例制定をうけて いじめ問題対策連絡協議会設置 2) 重大事態に関する調査等を想定し →いじめ防止対策調査会設置 3) いじめ防止条例(第5条)「子ども宣言」策定に向けての取組 4) 3)に関連して、海老名市「子どもの年」に係る単年度事業としての「海老名市いじめ防止標語・スローガン」募集について
	8

議事録

--	--	--

議案	第1回いじめ問題対策連絡協議会	No.	1
日時	平成27年4月27日 月曜日 14:30 ~ 16:30		
場所	海老名市教育支援センター学習室		
出席者	いじめ問題対策連絡協議会委員(10名) 教育指導課長、事務局2名		
資料	会議用資料(冊子)、いじめへの対応(平成24年市教委作成)、緊急事案の初期対応(冊子) 支援センター「えびりーぶ」(パンフレット)、いじめ相談カード、いじめ防止アイデアトーク募集要項		

内 容

1. 開会のことば(岡田部長)
2. 委員委嘱(伊藤教育長)
3. 教育長あいさつ
4. 参加者自己紹介
5. 会長、副会長選出…会長(小林委員)、副会長(漆原委員)を選出・承認。
6. 【議事】
 - (1)海老名市のいじめの状況と取組みについて…(事務局:麻生)
 - ・パワーポイントを用いて、いじめの認知件数経年推移、いじめの改善率経年推移、市教委および学校の取組みについて説明。
 - (1)に関して、質疑等なし。
 - (2)いじめ防止標語及び子ども宣言について…(事務局:山川所長、麻生)
 - ・山川所長より、資料P7~8について概要説明。麻生より、別紙「いじめ防止アイデアトーク」について説明。
 - (2)に関しての質疑。
 - ①応募資格について、標語・スローガンが、小学5、6年生、アイデアトークが、全小学生となっている理由はあるのか?(岡田部長)
 - <「標語」については、小学校中低学年にとっては難しいと判断した。「アイデアトーク」は、小学生全学年で、参加可能と考えている。(事務局:麻生)>
 - ②標語とスローガンの違いはあるのか?(漆原校長)
 - <「標語」は5・7・5のように語数的に型にはまっているもの。スローガンはもっと自由なもの。という違いではないか?(事務局:鷲野課長)>
 - ③小学生では、あまり「スローガン」という表現は使わないと思う。「標語」で良いのではないか?(三保校長)
 - ④最優秀作品1つを選出することは大変難しそうに感じるが。(伊藤清子委員)
 - <当然難しいかもしれないが、最後は(感性)で、スパッと決めるしかない。(小林会長)>
 - ⑤入賞作品を決めることと同時に、いじめについて考える時間、応募するという行為を大事にしたい。そのためにも、手書きで応募された作品を展示したり、記録に残すなど、全ての作品を無駄にしない工夫を。(小林会長)
 - ⑥吹き出しに台詞を入れる形の「アイデアトーク」は、小学生でも参加しやすい。(三保校長)
 - ⑦小中学生の発達段階に応じて、応募内容を区別することは良いと思う。(小林会長)
 7. 【情報提供及び協議】
 - (1)小林会長からの情報提供
 - ・最近では、かつてのように不登校、いじめ、暴力行為等は、それぞれを別々のものとしては捉えていない。
 - ・特に神奈川では、すべてを包括的に捉え「支援教育」とする考え方がある。
 - ・県立高校の改革は、それをゆっくりと具現化しているものである。クリエイティブスクール、フレキシブルスクール、昼間定時制など、様々な生徒のニーズに合わせて特色を打ち出している。
 - ・学校は、生物学的な『命』と社会的な『いのち』を守ることが求められている。ヒューマン・サービスを提供する場となるべきであろう。※ヒューマンサービス(県立保健福祉大学長 阿部志郎先生のことば)

議事録

--	--	--

議案	第1回いじめ問題対策連絡協議会	No.	2
日時	平成27年4月27日 月曜日 14:30 ~ 16:30		
場所	海老名市教育支援センター学習室		
出席者	いじめ問題対策連絡協議会委員(10名) 教育指導課長、事務局2名		
資料	会議用資料(冊子)、いじめへの対応(平成24年市教委作成)、緊急事案の初期対応(冊子) 支援センター「えびりーぶ」(パンフレット)、いじめ相談カード、いじめ防止アイデアトーク募集要項		

内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原の事案の第三者委員会の委員長として、報告書をまとめる作業は大変であった。自死した生徒の尊厳を守るために報告書の中では、その生徒がいかに人間的に素晴らしい人物であるかに言及した。 ・重大事案が起きると、当事者、関係者だけでなく、多くの人に、多大な影響を与えることになる。 ・重大事案の收拾にあたる役割(シューティング)にも関わっているが、とても辛いものである。 ・横須賀市においては、条例の策定段階から関わっていた。横須賀市は、いじめ問題だけに特化せず、体罰問題(教師による、児童生徒へのいじめと言える)なども含め、包括的に子どもを守るための条例とした。 ・海老名市は、大人と子どもと一緒に考えるような視点をもった条例にしたというのは評価できる。 ・いじめ問題は、10年周期くらいで、大きな事件が起きる。また、行政等が、何かを策定した場合10年に一回くらいは見直しが必要である。 ・人権問題は、法律の問題とは捉えていない。人と人が関わり、よりよく生きるために必要な「良心」の問題である。法があるから「人権」があるのではない。人権は、そもそも、人の「心」の中にある。 ・今回のいじめ標語等の取組みにおいては、「子どもの心の声」がそのまま生かされるとよい。 ・いじめの実態を詳しく見ていくと、中1の5~6月が発生のピークである。これは、新たな集団の中で、「様子見」の1か月が終わり、自分が安心して集団に所属するために、あえて、集団に所属させない対象をつくるためである。誰かを排除して、自分は安定、安心するという構造である。 ・今年度、県教委が立ち上げた「学級経営支援事業」は、1人ひとりに寄り添い、大切に作る学級づくりのノウハウを、経験年数が浅い若手教員に、経験豊富なベテラン退職教員が伝えるという内容の事業である。個々の問題に対応するだけでなく、学級という集団を安定させることで、一人ひとりが自分の「良心」に従って生活できるようになることを目指している。「急がば回れ」の諺のように、こういった地道な取り組みこそが、実は「いじめ未然防止」への近道なのである。 ・重大事態については、「その時」に慌てないように、準備をしておくことがよい。 	
<p>(1) に対しての質疑、感想等</p> <p>① いろいろな幅広いお話を聞くことができて大変良かった。人権擁護に係る仕事をしていて、家族の問題、とりわけ親子間の問題、しいては保護者の教育力、養育力に大きな問題を感じるものが少なくないが、小林先生はどのように考えるか。(伊藤清子委員)</p> <p><社会全体が『親』に期待をかけすぎている感がある。親はそもそも、子育てを完璧にできるわけではない。よって、安易に「親」を責めるのは良くない。子どもも否定されたと感じてしまう。> (小林委員)</p> <p>② 児童相談所にする子ども達は、大人への不信感が強い。職員として、子ども達とどのように向き合って、信頼を得ていくか、今日小林先生のお話なども参考にしたい。いじめに関しては、一時保護所という、狭い空間、小さい集団においても、起きることがある。見えないところにも、気づく姿勢を持っていたい。(荒井委員)</p> <p>③ 警察としての関わりは、児童相談所とのつながりが強い。いじめに関しては、デリケートな問題も多く含んでいるので、慎重に対応したい、事件として取り扱う場合も、そこまで至らない場合も関係機関との連携は大切にしていきたい。(樋田委員)</p>	

議事録

--	--	--

議案	第1回いじめ問題対策連絡協議会	No.	3
日時	平成27年4月27日 月曜日	14:30 ~ 16:30	
場所	海老名市教育支援センター学習室		
出席者	いじめ問題対策連絡協議会委員(10名) 教育指導課長、事務局2名		
資料	会議用資料(冊子)、いじめへの対応(平成24年市教委作成)、緊急事案の初期対応(冊子) 支援センター「えびりーぶ」(パンフレット)、いじめ相談カード、いじめ防止アイデアトーク募集要項		

内 容

＜川崎市の中学生殺害の件は、当該生徒にかかる心配な情報は、周囲の大人がある程度把握していたと言われている。情報が共有されておらず、然るべきところまで上げられていなかったと思われる。川崎市は、学校警察連携制度が締結されていない実情もあり、連携制度等に基づく情報共有等が行われていたならば、事件は未然に防ぐことができたかもしれないという見方もある。

(小林会長)＞

③5～6月に、いじめなどのトラブルが多くなるという話や、本当に情報を伝えたい家庭や保護者には、なかなか伝わらないという小林先生の話は、中学校長として、納得できた。最近、学校現場で憂慮している問題として、SNSに係るトラブルやいじめ問題がある。学校外で、教員が把握できない世界で、事態が起きているので、それを学校が情報として把握するころには、事態がかなり進行しており、簡単には收拾できないこともある。何かアドバイス等はあるか？

(漆原校長)

＜SNS利用については、子ども達自身に、何が問題で、何に気を付けたらよいのかを考えさせることは効果がある。SNSなどで行われている世界をすべてチェックするようなことは物理的に不可能だからである。子ども達同士で、SNS等利用に関してのリテラシー、ルール等を考えさせるようにしたい。一方、教師の本来の仕事である、言わばアナログ的な子ども達との関係づくりを、もう一度、見直し、構築していくことも大切であろう。昨今、アナログがデジタルに押され、負けているような印象を受けるが、今一度、アナログな人間関係づくりを強化することも考えたい。その際、個人的な対応、感覚だけでなく、組織として、パブリックな対応、システムも考えて欲しい。ある高校の例では、かつて、廊下における、教師と生徒のコミュニケーションは、「ケンカ」や「言い争い」がほとんどであったが、今では、教師と生徒が笑い合いながら交流して過ごす光景が多く見られるようになった。このように、学校内において、子ども達も教師も共に笑い合えるような雰囲気を出していくことで、SNSの世界で起こるトラブルなどの未然防止、早期発見、対応につながっていくものと考え。(小林会長)＞

④県教委から「高校生が自ら作ったSNSの使い方マニュアル」が、配布されると思うが、こういったものを参考に、海老名市においても、子ども達と一緒に、海老名版マニュアルをつくってみたいだろうか。

(小林会長)

8. 閉会のことば(金指参事)

報告第9号

海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について

海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し執行したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

任期満了に伴い、新たに委嘱したため

海老名市奨学生選考委員会委員名簿

委嘱期間 : 平成27年 4月 1日～平成29年 3月31日

No.	氏 名	所 属	備 考
1	ひさだ たえこ 久田 妙子	民生委員児童委員	再任
2	かきはら ゆうじ 笠原 祐治	上星小学校長	再任
3	たにかわ おさむ 谷川 治	海老名中学校長	再任
4	つちや ゆういち 土屋 雄一	有馬中学校長	
5	はしもと まさお 橋本 正夫	海西中学校長	再任
6	うえだ たかやす 上田 貴康	柏ヶ谷中学校長	
7	かたやま まきこ 片山 牧子	大谷中学校長	再任
8	うるしはら はじめ 漆原 肇	今泉中学校長	再任
9	イマイ シンイチ 今井 信一	神奈川県立 海老名高等学校長	

議案第13号

平成27年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について

平成27年度海老名市奨学生を選考するにあたり、別紙のとおり海老名市奨学生選考委員会への諮問することについて、議決を求める。

平成27年5月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会の意見を聞き奨学生の決定に反映させたいため

平成 27 年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について

1 諮問の理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）第6条の規定により、海老名市奨学生選考委員会の意見を聞き奨学生の決定に反映させたいため。

2 過去の奨学選考実績と本年度の申請状況

資料のとおり

3 今後のスケジュール

- ・ 諮問の時期 6月初旬
- ・ 選考委員会 6月5日（金）
- ・ 答申の時期 6月定例教育委員会（6月26日）
- ・ 奨学金交付 7月中旬～下旬

〈参考〉

◎海老名市奨学金条例 （抜粋）

（給付の申請）

第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

（奨学生の決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。

申請及び選考結果内訳
27年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	20	新規	20			
		継続	0			
2	15	新規	7			
		継続	8			
3	17	新規	4			
		継続	13			
計	52		52			

(新規31 継続21)

26年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	13	新規	13	9	4	
		継続	0	0	0	
2	19	新規	7	3	4	
		継続	12	10	2	
3	20	新規	5	4	1	
		継続	15	14	1	
計	52		52	40	12	

(新規22 継続30)

25年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	25	新規	25	13	12	0
		継続	0	0	0	0
2	17	新規	6	5	1	0
		継続	11	10	1	0
3	14	新規	5	4	1	0
		継続	9	8	1	0
計	56		56	40	16	0

(新規22 継続18)

24年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	22	新規	22	11	11	0
		継続	0	0	0	0
2	12	新規	5	3	2	0
		継続	7	6	1	0
3	15	新規	8	7	1	0
		継続	7	7	0	0
計	49		49	34	15	0

(新規21 継続13)

23年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	14	新規	14	9	5	0
		継続	0	0	0	0
2	7	新規	2	2	0	0
		継続	5	5	0	0
3	19	新規	5	5	0	0
		継続	14	14	0	0
計	40		40	35	5	0

(新規16 継続19)

22年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	31	新規	31	10	21	0
		継続	0	0	0	0
2	21	新規	7	6	1	0
		継続	14	8	6	0
3	14	新規	4	0	4	0
		継続	10	5	5	0
計	66		66	29	37	0

(新規16 継続13)

議案第14号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成27年5月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名駅西口土地区画整理地区の住居表示に伴う所要の措置のため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

海老名市立今泉小学校、今泉中学校が位置する上郷地区の一部（海老名駅西口土地
区画整理地区）において、平成 27 年 6 月 15 日から住居表示が実施されることに伴い、
今泉小学校、今泉中学校の通学区域の表示を変更するため。

2 改正の内容

別表第 1 の今泉小学校、今泉中学校の通学区域の一部改正
改正文は別紙のとおり

3 施行期日

平成 27 年 6 月 15 日

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）

の一部を次のように改正する。

別表第1

「

今泉小学校	国分北一丁目2番から41番まで 国分北二丁目1番から7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 上郷512番地から514番地まで、600番地、 <u>622番地から936番地まで</u> 、 <u>952番地から1074番地まで</u> 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉738番地、741番地、742番地、745番地から749番地まで、803番地、810番地、879番地、880番地 上今泉二丁目 上今泉1633番地から2120番地まで
-------	--

」

を

「

今泉小学校	国分北一丁目2番から41番まで 国分北二丁目1番から7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 <u>扇町</u> 上郷512番地から514番地まで、600番地、 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉738番地、741番地、742番地、745番地から749番地まで、803番地、810番地、879番地、880番地 上今泉二丁目 上今泉1633番地から2120番地まで
-------	--

」

「

今泉中学校	国分北一丁目 3 番から41番まで 下今泉一丁目 1 番から17番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉738番地、741番地、742番地、745番地から749番地まで、 803番地、810番地、879番地、880番地 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉1633番地から2120番地まで 上郷四丁目 上郷512番地から514番地まで、600番地、 <u>622番地から936番地ま</u> <u>で、952番地から1074番地まで</u>
-------	---

」

を

「

今泉中学校	国分北一丁目 3 番から41番まで 下今泉一丁目 1 番から17番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉738番地、741番地、742番地、745番地から749番地まで、 803番地、810番地、879番地、880番地 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉1633番地から2120番地まで 上郷四丁目 <u>扇町</u> 上郷512番地から514番地まで、600番地まで
-------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月15日から施行する。

議案第15号

平成27年度（平成26年度対象）教育委員会事務の点検・評価
実施方針の決定について

別紙のとおり、平成27年度（平成26年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針の決定について、議決を求める。

平成27年5月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成27年度（平成26年度対象）教育委員会事務の点検・評価にあたり、その実施方針を定めたいため

平成 27 年度（平成 26 年度対象）教育委員会事務の
点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

平成 27 年度（平成 26 年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

1. 目的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

2. 評価対象とする施策・事業について

平成 26 年度の海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画に位置付けた施策・事業で、教育委員会で実施した 8 施策、34 事業のすべてを今年度の点検・評価対象とする。

（参考）

平成 26 年度（平成 25 年度対象）点検・評価

8 施策・26 事業の中から、8 施策・17 事業を点検・評価

3. 点検・評価方法について

評価対象となった事業についての目的、実績、課題などの所管課評価を行い、これを外部評価者（知見の活用）に示す。

外部評価者から主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、所管課評価と外部評価者の意見を踏まえて、総合的に点検・評価を行う。

4. 知見の活用

学識経験者に依頼する。

5. 議会への提出及び市民への公表

9月議会への提出を予定。

議会提出後、ホームページ及び情報公開コーナーに配架し、公表する。

6. スケジュール（予定）

5月27日	方針及び対象施策・事業の決定（教委定例会）
6月上旬	対象事業に対する所管課評価の作成
6月下旬	知見の活用〔対象施策・事業の内容説明、対象施策・事業に対する意見聴取〕
7月上旬 ～下旬	教育委員に点検・評価書を郵送 意見の提出、意見交換、最終調整
7月24日	報告書の決定（教委定例会）
8月上旬	教育長から市長へ提出
8月6日	報告書の市長部局への報告（政策会議）
8月19日	報告書の市長部局への報告（最高経営会議）
8月25日	教育長から市議会議長、副議長へ提出（※全協開催日）
9月1日	議会提出（9月議会開会日）

※参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画 平成26年度実施事業一覧

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
①	豊かな心を育む文化の薫るまちづくり				
	(1)	図書館事業の充実			
		図書館のリニューアル	図書館を利用しやすい施設とします。	教育指導課	
		図書館管理運営	地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持・向上を図ります。	教育指導課	
	(2)	文化財の保護と活用			
		文化財の活用	海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	
		文化財の保護	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	
		相模国分寺跡の整備活用	海老名市の史跡文化財の核として整備・公開し、利用活用の促進を図ります。	教育総務課	
②	元気な「えびなっ子」を育むまちづくり				
	(3)	青少年の健全育成			
		非行防止活動の充実	子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。非行の防止について、啓発や街頭補導活動等を行い、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育指導課	
		青少年相談体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。	教育指導課	
	(4)	子どもの居場所づくり			
		えびなっ子サマースクール事業	児童生徒の夏季休業中の居場所づくりとして学校施設を開放し、学習や遊び、芸術体験の場を提供することにより、健全育成を図ります。	教育指導課	
		海老名あそびっ子クラブ事業	放課後児童に遊びの場を提供し、学年を超えた交流を通じて創造性・協調性などを育み、健全育成を図ります。	教育指導課	
		児童健全育成対策事業	放課後において、保護者に代わって保育を行う団体に対して支援を行い、児童の健全育成を図ります。	教育指導課	
		学校支援地域本部の設置	学校活動・児童生徒の健全育成を学校、地域住民、地域団体等と連携して支援します。	教育指導課	
③	ひびきあう教育の実現				
	(5)	ひびきあう教育の推進			
		ひびきあう教育の実践・研究	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」により、子どもたちが将来にわたってしあわせに生きていくための「確かな学力」や「よりよい集団力」、「健康・安全力」を身に付けさせます。	教育指導課	
		学校安全の確保	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。	学校教育課	

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
	(6)	教育環境の充実			
		効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	学校教育課	
		コンピュータ利用教育の充実	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行い、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。	教育指導課	
		外国語教育の推進	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	教育指導課	
		部活動の充実	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。	教育指導課	
		WHO国際ナショナル・セーフ・スクールの認証取得	安全で安心して生活できる地域や学校の環境づくりに向けて、安全上の課題の解決を図ります。学校、家庭及び地域が一体となり、セーフコミュニティ及び国際ナショナルセーフスクール認証を目指します。	教育指導課	
		家庭教育等社会教育事業	家庭・学校・青少年育成団体が一体となり、よりよい教育を目指します。	教育指導課	
		効果的な教職員配置の推進（指導体制）	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	学校教育課	
		野外教育活動の充実	小中学校の野外教育活動の充実と保護者の負担軽減を図ります。	教育指導課	
		野外教育施設維持管理	野外教育施設の適正な維持・管理を行います。	教育指導課	
	(7)	学校施設の整備・充実			
		海老名市小中学校 ルネッサンス	市内の小中学校の児童生徒数の変動と学校の規模や位置などを検討し、学校の適正配置により、教育環境の向上に努めます。	教育総務課	
		小学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
		中学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
		きれいで居心地のよい学校づくり	児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えます。	教育総務課	
		海老名市食の創造館の維持管理・運営	東柏ヶ谷小学校を除く市内12の小学校へ、安全で安心して、おいしく食べられる給食を安定的に提供するために、食の創造館の施設・設備を適正に維持管理します。 また、災害時の炊き出し対応はもとより、幼稚園や高齢者への配食も視野に入れ、広く市民にサービスを提供する市民開放型多機能施設とします。	学校教育課	
	(8)	教育支援体制の充実			
		特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	教育指導課	
		学校相談員等の派遣	学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。	教育指導課	

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
		奨学金の給付	経済的な理由で修学が困難な青少年に対し、支援します。	教育指導課	
		就学援助制度の充実	経済的な理由による就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課	
		いじめのない学校づくり	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。	学校教育課	
		教育支援教室の充実	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰を支援します。	教育指導課	
		特別支援教育の就学奨励	特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。	教育指導課	

3 政策 8 施策 34 事業